

年金

付加年金制度
未来の自分のために

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

国民年金1号被保険者ならびに任意加入被保険者は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やせます。

■定額保険料（平成29年度）

月額16,490円

■納めることができる方

- ・国民年金第1号被保険者
- ・任意加入被保険者（65歳以上の方を除く）

■付加保険料の月額

400円

■申込み

町民税務課国保年金係

■納付時の注意

- ・付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。
- ・付加保険料の納期限は、翌月末日（納期限）と定められています。
- ・納期限を超過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- ・付加保険料の納付を希望しない場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要です。
- ・国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めるこ

■付加年金額 付加年金額は、「200円×付加保険料納付月数」です。例えば、20歳から60歳までの40年間、付加保険料を納めていた場合の年金額は下記のとおりです。

200円×480月（40年）=96,000円

毎月の定額保険料（平成29年度：16,490円）を40年間納めた場合⇒779,300円

※平成29年度時点の金額

なお、付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

とはできません。

- ・月末が土・日曜日、休日などにあたる場合および年末の納期限は、翌月最初の金融機関などの営業日となります。

弔慰

第十回特別弔慰金
戦没者等のご遺族の皆さまへ

福祉保健課 福祉係 ☎77・3914

第十回特別弔慰金の請求期限は平成30年4月2日です。期限を過ぎると第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

■支給対象となる方

平成27年4月1日（基準日）

において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者の妻や父母など）がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

■支給対象者は、戦没者等の死亡当のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 2. 戦没者等の子
 3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪

など）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■支給内容

○国債名称 第十回特別弔慰金 国庫債券 い号

○額面 25万円（5年償還）

■請求窓口

福祉保健課福祉係



消防団各部にチェーンソーが配備されました
(8月27日 班長以上訓練時チェーンソー講習会)



証明書コンビニ交付サービス 利用できるコンビニが増えました

町民税務課 戸籍係 ☎77・3911

コンビニエンスストアで住民票などの交付が受けられるコンビニ交付サービス。これまでの店舗に加え、ミニストップでもサービスが利用できるようになりました。

■利用開始日時

10月1日(日) 午前6時30分から

■利用可能時間

午前6時30分～午後11時(土日を含む。ただし、年末年始およびメンテナンス期間を除く)

■利用可能な証明書

全ての証明書(住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票、戸籍謄抄本)

証明書取得手数料一覧

証明書	手数料	
	役場窓口	コンビニ交付
住民票および住民票記載事項証明書	300円	250円
戸籍の附票	300円	250円
印鑑登録証明書	300円	250円
戸籍謄・抄本	450円	400円

■利用可能なコンビニ

全国のセブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート、セーブオン、ミニストップ

■証明書取得手数料

左上記表のとおり
※コンビニ交付サービスのご利用にはマイナンバーカードまたは利用者登録されている住基カードが必要です。

マイナンバーカードの申請方法

■郵送による申請

① 個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真(縦4.5センチメートル横3.5センチメートル)を貼り付けます。

② 交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。通知カードに同封の送

付用封筒がない場合は、左記の宛先へ切手を貼って郵送してください(戸籍係でお預かりし、その後戸籍係から当該機構へ送付することもできます)。

■申請書送付先

〒219-18650 日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号 地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書受付センター宛

【注意】戸籍係で配布している手書き交付申請書を利用する場合は、マイナンバーなどの記入漏れにご注意ください。

■その他の申請方法
郵送による申請のほか、スマートフォンやパソコンからも申請を行うことができます。申請方法は戸籍係までお問い合わせください。

マイナンバーカードの受け取り

マイナンバーカードができあがると、交付準備ができた旨の通知書がご自宅に届きます。通知書の案内にしたがって、戸籍係でマイナンバーカードを受け取ってください(休日交付をご希望の方は、下記をご覧ください)。

マイナンバーカードが休日に受け取れます

町民税務課 戸籍係 ☎77・3911

マイナンバーカードの休日受け取りをご希望の方は、受け取り希望時間を必ず電話にてご予約ください。

■予約窓口

町民税務課戸籍係
平日午前8時30分～午後5時まで

■休日交付日

10月29日(日)

■交付時間

午前10時～午後3時

■受け取りに必要なもの

- ・マイナンバー通知カード
- ・個人番号カード交付通知書(ご連絡に同封されたハガキ)
- ・写真付本人確認書類(運転免許証など)
- ・印鑑(ゴム印不可)

・お持ちの方は住基カード(引き換えで交付します)

※代理人による受け取りは本人が入院中等で来庁が困難な場合に限られています。詳しくは戸籍係へご相談ください。